

議案第79号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

2 和解の要旨

県は、損害賠償金20,000,000円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生日

平成11年3月18日

(2) 医療過誤の発生場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が、和解の相手方丙の分娩時における帝王切開への切り替え時期の判断を誤り、甲が仮死状態で出生し、甲に障害が残ったものである。